

津野町滞在延長・周遊促進委託業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、津野町（以下「町」という。）が委託する津野町滞在延長・周遊促進業務（以下「業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要事項を定めたものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

津野町滞在延長・周遊促進委託業務

(2) 業務の目的

津野町の自然、歴史、文化、食、体験など様々な魅力を多くの方に知っていただき、その魅力をたっぷりと味わっていただくために、町内各スポットを巡りながら、スポットに関連した謎解きを楽しむ、地域周遊型のラリーを実施することにより、町への来訪意欲を高め、周遊促進と滞在延長及びリピーターの増加につなげ、観光振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別途定める「津野町滞在延長・周遊促進委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

2 見積限度額

4,250,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 審査委員会の設置

別途定める「津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき審査委員会を設置する。

4 契約候補者の選定等

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と津野町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整い次第、随意契約の手続きに進むこととする。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなる。

5 参加資格要件

参加者の資格要件は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 高知県内に本店（本社）または営業所等の事業所があること。
- (3) 業務の実施にあたり、必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (4) 高知県及び津野町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- (7) 津野町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。

6 質疑と回答

質疑がある場合は、質問書（様式第 1 号）により電子メール又は持参により提出すること。電子メールによる場合は電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は津野町ホームページに掲載します。

受付期限：令和 6 年 6 月 13 日（木）正午（必着）

7 参加表明及び資格要件の確認

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の（1）のとおり参加表明書（様式第 2 号）に各書類を添えて提出すること。なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加表明書 ※様式第 2 号	A 4 縦方向	1 部
2	法人の概要書 ※任意様式	A 4 縦方向	1 部
3	納税証明書（法人税） ※滞納が無いことの証明書 発行 3 ヶ月以内のもの		1 部
4	納税証明書（消費税及び地方消費税） ※滞納が無いことの証明書 発行 3 ヶ月以内のもの		1 部
5	宣言・確約書 ※様式第 3 号	A 4 縦方向	1 部

(2) 提出期限

令和 6 年 6 月 20 日（木）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

(4) 提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野 4 7 1 番地 1

津野町役場 観光推進課 担当：高橋芙柚音

電話：0889-55-2021

(5) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加表明書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和6年6月21日（金）までに申込者へ電子メールにて通知する。

(6) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

8 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類は次表のとおりとする。（※すべて片面印刷にしてください。）

書類名	様式	部数
①企画提案書表紙	様式第5号	正本1部、副本5部
②(2) 企画提案書の内容 に基づく企画提案書	任意様式	
③本業務に関する類似業務の実績	様式第6号	
④経費見積書 ※1 本業務において提案する全ての企画に要する見積額を記載すること。 ※2 消費税及び地方消費税を含んだ額とし、積算根拠を明確に示すこと。なお、金額が見積限度額を超える場合は失格となる。	任意様式	

(2) 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書に記載している内容を着実に遂行するために、目的、概要、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を含んだ提案とすること。

- ①基本的な考え方、企画概要・構成
- ②システム整備・運用方法
- ③謎解き周遊ラリーの実施内容
- ④広報・情報発信の方法

⑤独自提案

⑥業務の実施体制

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

(4) 提出期限

令和6年6月28日（金）午後5時まで（必着）

(5) 企画提案書作成に係る留意事項

- ① 記載するフォントの大きさは原則 11 ポイント以上、A4版で作成すること。
- ② 企画提案は1者1提案までとする。
- ③ 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ④ 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - ・提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの 等
- ⑤ 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

9 審査

別添定める「津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

10 審査結果

審査結果は、令和6年7月2日（火）（予定）までに、すべての参加者に文書を発送する。

11 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要領の提示	令和6年6月10日（月）
質問提出期限	〃 6月13日（木）正午必着
質問への回答	〃 6月14日（金）
参加表明書提出期限	〃 6月20日（木）午後5時必着
参加資格の確認通知	〃 6月21日（金）
企画提案書等応募書類提出期限	〃 6月28日（金）
審査委員会（書類・プレゼンテーション）	〃 7月1日（月）
審査結果通知	〃 7月2日（火）

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。

- (3) 提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書となる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には、提出書類の該当部分とその具体的な理由を様式第4号により提出すること。開示・非開示の判断は様式第4号に基づき行うものではなく、様式第4号を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

13 その他

- (1) 本プロポーザル参加に関する全ての費用は提案者の負担とする。
- (2) 電子媒体による提出は受け付けない。
- (3) 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 参加者は、企画提案参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 次のことに該当した場合、提案者は失格になることがある。
- ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

14 お問合せ先・各種書類提出先

〒785-0201

高知県高岡郡津野町永野471番地1

津野町役場 観光推進課 担当：高橋英柚音

電話：0889-55-2021

E-mail:kankou@town.kochi-tsuno.lg.jp

津野町滞在延長・周遊促進委託業務
公募型プロポーザルに関する質問書

年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

(質問内容)

津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル

参加表明書

年 月 日

津野町長 池田三男様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザルに参加したいので、津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加表明書を提出します。

また、実施要領で定められた参加資格要件を全て満たすことを誓約します。

【連絡先】

担当者 _____

電話 _____

F A X _____

E-mail _____

宣 言 ・ 確 約 書

私（当社）は、津野町滞在延長・周遊促進委託業務に関する企画提案、契約、業務実施等について、津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第9号）に基づき、現在、または将来にわたって、同条例第2条第1号及び第2号に定義する暴力団及び暴力団員ではないことを宣言いたします。そして、同条例の趣旨にかんがみ、現在または将来にわたって、暴力団及び暴力団員とのいかなる関わりを持たないことを確約いたします。

なお、これらに反したと認められることが判明した場合及び、この宣言・確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、催告なしで今回の企画提案の機会、契約、業務等が停止、解約されても一切異議を申し立てず、また、補償を求めないとともに、これより損害が発生した場合は、一切、私（当社）の責任とすることを確約いたします。

津野町長 池田三男様

年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

令和 年 月 日

津野町長 池田三男様

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

津野町情報公開条例に基づき、開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他政党な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。

津野町長 池田三男 様

津野町滞在延長・周遊促進委託業務
公募型プロポーザル企画提案書

所在地 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 印

担当者名 _____

電 話 _____

F A X _____

E-mail _____

津野町滞在延長・周遊促進委託業務公募型プロポーザル
類似業務受注実績

1 会社概要

(ふりがな) 名称	
代表者職氏名	
所在地（本社）	〒 電話番号

2 類似業務実績

以下の類似実績業務について、受注した業務の契約金額の大きい順に5つまで記載すること。

- ・他の公共団体等における本業務の類似業務実績（過去5年以内）

実施時期	実施概要	
年 月 日	業務名	
	発注者名	
	契約金額	
	成果物 URL	
	業務内容	
年 月 日	業務名	
	発注者名	
	契約金額	
	成果物 URL	
	業務内容	
年 月 日	業務名	
	発注者名	
	契約金額	
	成果物 URL	

	業務内容	
年 月 日	業務名	
	発注者名	
	契約金額	
	成果物 URL	
	業務内容	
年 月 日	業務名	
	発注者名	
	契約金額	
	成果物 URL	
	業務内容	

※必要に応じて行を追加すること。